

津市新最終処分場候補地選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年2月7日

津市長 松田直久

津市新最終処分場候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が計画する一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）の候補地を決定するに当たり、専門的及び学術的立場から意見を聴くため、津市新最終処分場候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、新最終処分場の候補地を選定し、市長に対して意見を提出することとする。

(構成)

第3条 委員会は、3人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

学識経験を有する者

識見を有する者

その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部新最終処分場建設推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 3 月 3 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第 5 条の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。